



心配ごと、悩みごとを ひとりで抱えていませんか？

民生委員・児童委員は、
あなたの身近な相談相手として、
その内容に応じて
関係機関への「つなぎ役」になります。

◎住民の立場にたって、まちの福祉を担うボランティアです

民生委員・児童委員は、民生委員法により厚生労働大臣から委嘱された無報酬のボランティアです。

◎さまざまな相談に応じます

地域に暮らす身近な相談相手として、医療や介護、子育ての不安など、住民のさまざまな相談に応じています。
そしてその課題が解決できるよう、行政機関をはじめ、必要な支援への「つなぎ役」になります。

◎安心してご相談ください

民生委員・児童委員には民生委員法に定められた守秘義務があり、相談内容が他の人に伝わることは
ありません。

民生委員制度は平成29年に100周年を迎える歴史と実績を有する制度です

民生委員制度は、大正6年に岡山県で創設された「済世顧問制度」に始まり、以来100年にわたり、住民の一員として、

住民視点にたって安心して住み続けることができる地域づくりに取り組んできました。

この間、住民への相談支援とともに、昭和40年代以降、わが国初の「在宅ねたきり高齢者実態調査」を
はじめ、「父子家庭の実態調査」「在宅認知症高齢者の介護者実態調査」などを実施。時代に先駆け、
種々の福祉課題を明らかにするとともに、そうした社会的な課題改善のための全国運動に取り組み、
その後の福祉施策の充実に貢献してきました。



どうぞお気軽にご相談ください。

このまちの民生委員・児童委員は

連絡先

